

平成24年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録 平成24年2月3日(金曜日)

○議事日程・場所

平成24年2月3日 午後2時30分 開議

於：ナビオス横浜「カナール」

日程第 1. 広域連合長あいさつ

日程第 2. 議席の指定

日程第 3. 会議録署名議員の指名

日程第 4. 会期の決定

日程第 5. 諸般の報告

日程第 6. 一般質問

日程第 7. 報告第1号 専決処分の報告について（神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について）

日程第 8. 報告第2号 専決処分の報告について（神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について）

日程第 9. 議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成について

日程第 10. 議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11. 議案第3号 平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

日程第 12. 議案第4号 平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第 13. 議案第5号 平成24年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第 14. 議案第6号 平成24年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程第 15. (追加) 陳情第1号

日程第 16. (追加) 閉会中継続審査

○出席議員(20人)

| | | | |
|-------|--------|-------|--------|
| 1 番 | 佐藤 祐文 | 1 1 番 | 伊関 功滋 |
| 2 番 | 横山 正人 | 1 2 番 | 中村 昌治 |
| 3 番 | 菅野 義矩 | 1 3 番 | 岡本 勇 |
| 4 番 | 花上 喜代志 | 1 4 番 | 松原 敬司 |
| 5 番 | 仁田 昌寿 | 1 5 番 | 国島 正富 |
| 6 番 | 大岩 真善和 | 1 6 番 | 大川 憲司 |
| 7 番 | 古谷 靖彦 | 1 7 番 | 小野 たづ子 |
| 8 番 | 井口 真美 | 1 8 番 | 増田 淳一郎 |
| 9 番 | 織田 勝久 | 1 9 番 | 奥津 勝子 |
| 1 0 番 | 後藤 晶一 | 2 0 番 | 利根川 茂 |

○説明のため出席した者

| | |
|---------|---------|
| 広域連合長 | 阿 部 孝 夫 |
| 副広域連合長 | 山 口 昇 士 |
| 副広域連合長 | 吉 田 英 男 |
| 事務局長 | 笹 野 康 裕 |
| 会計管理者兼 | |
| 会計課長 | 前 田 章 夫 |
| 業務課長 | 深 澤 公 隆 |
| 総務課担当課長 | 加 藤 隆 生 |

○職務のため出席した者

| | | | |
|-----|--------|----|---------|
| 書記長 | 佐藤 和 男 | 書記 | 成 田 花 織 |
| 書記 | 近藤 健 志 | 書記 | 深 井 透 明 |
| 書記 | 菊川 隆 志 | 書記 | 森 川 真 輔 |
| 書記 | 佐藤 修 一 | 書記 | 堀 込 路 彦 |

【開会のあいさつ】

(午後 2 時 30 分開会)

○議長 (佐藤 祐文君)

皆様、こんにちは。 議長の佐藤でございます。

失礼ではございますが、着席して進行させていただきます。

ただいまの出席議員は 20 名でございます。定足数に達しておりますので、平成 24 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、議場配布資料①の 1 ページ議事日程表のとおりですので、よろしくお願いたします。

議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

【諸報告】

○議長 (佐藤 祐文君)

会議に先立ちまして、私から諸報告をさせていただきます。

議会閉会中に、区分 1 の中尾智一議員の辞職に伴い、横浜市会平成 23 年第 3 回定例会において、花上喜代志議員が選出されました。

また、区分 7 の長谷川光議員の辞職及び区分 8 の利根川茂議員の松田町議会議員任期満了に伴い、平成 23 年 10 月 20 日に執行されました神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙において、区分 7 から小野たづ子議員、区分 8 から利根川茂議員が選出をされました。

これにより、議会運営委員会委員につきましては、中尾智一議員、長谷川光議員及び利根川茂議員 3 名の欠員が生じたので、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、議長指名により、花上喜代志議員及び小野たづ子議員の選任と利根川茂議員の再任をいたしましたことをご報告申し上げます。

【広域連合長あいさつ】

○議長 (佐藤 祐文君)

それでは、日程第 1 「広域連合長あいさつ」を行います。広域連合長から、発言を求められておりますので許可いたします。

阿部広域連合長。

(広域連合長 登壇)

広域連合長(阿部 孝夫君)

皆様、こんにちは。 広域連合長の阿部でございます。

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の開会にあたりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

本日は、平成 24 年広域連合議会の第 1 回定例会を招集いたしましたところ、皆様方におかれましては、ご多忙中にも係らず、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

新たな高齢者医療制度につきましては、国において、関係者の理解を得た上で、平成 24 年通常国会に、後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出するとしております。

広域連合といたしましては、国の動向を注視しながら、常に最新の情報収集に努めるとともに、新たな制度が施行されるまでは、引き続き現行制度の下で、高齢者の皆様が安心して医療サービスの提供を受けられるよう、最大限の努力をして参る所存でございます。

さて、本定例会におきましては、「広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」の専決処分の報告や、「神奈川県後期高齢者医療広域連

合第2次広域計画」の作成、平成24年度及び25年度の保険料率改定に伴う「後期高齢者医療に関する条例改正」のほか、平成23年度一般会計及び特別会計の補正予算や、平成24年度一般会計予算及び特別会計予算等を上程させていただいております。

それぞれの内容につきましては、後ほど、ご説明させていただきますが、何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、はなはだ簡単ではございますが、会議冒頭にあたりまして、私のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

【議席の指定】

○議長（佐藤 祐文君）

次に、日程第2、「議席の指定」を行います。

新たに選出をされました 花上喜代志議員、小野たづ子議員、利根川茂議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、定例会資料7ページにございます議席表のとおり、私から指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

○議長（佐藤 祐文君）

次に、日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、7番、古谷靖彦議員及び8番、井口真美議員を指名いたします。

【会期の決定】

○議長（佐藤 祐文君）

次に、日程第4、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

【諸般の報告】

○議長（佐藤 祐文君）

次に、日程第5、「諸般の報告」を行います。

議場配布資料①の3ページ「例月現金出納検査の結果について」のとおり、平成23年7月分から平成23年11月分までの例月現金出納検査が実施されまして、その結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私からご報告させていただきます。

【一般質問】

○議長（佐藤 祐文君）

次に、日程第6、「一般質問」を行います。

一般質問は、議場配布資料①9ページの「一般質問発言通告表」のとおり既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

また、質問、答弁とも簡明にさせていただき、進行を図りたいと思いますので、ご了承の上、ご協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。古谷靖彦議員の発言を許します。

古谷靖彦議員。

(古谷靖彦議員登壇)

7番議員(古谷 靖彦君)

横浜市の古谷靖彦です。通告に従って、阿部広域連合長に質問いたします。

2008年4月から実施された後期高齢者医療制度に対して、年齢で高齢者を差別すること、保険料が増加したことなど、多くの国民の批判を受けました。このため、現政権の民主党は、マニフェストの中にも後期高齢者医療制度の廃止を掲げ、その後、制度廃止と共に、新たな高齢者医療制度を創設する方針を示し、2010年12月には「最終とりまとめ」が出されました。その中では、既に平成25年度には、新制度に移行する前提で様々な試算が出されています。今回の議案の中にも、保険料の5.64%増の値上げが提案されていますが、高齢者にとってみれば、これ以外にも介護保険料は上がる、また、消費税も上がる議論がされています。医療給付や介護給付は切り縮められる方向、更に年金受給額も減らされる方向、これではやっていけない、これが多くの高齢者の思いではないのでしょうか。この制度が続けば続くほど、保険料は下がるわけではなく、上がり続ける仕組みですから、この制度が続けば、高齢者の苦しみが続きます。更に、この「最終とりまとめ」によりますと、新制度に移行しても保険料は上がると予測されています。結局、今の仕組みを引きずったままでは、国からの国庫負担を増やさない限り、際限なく保険料は上がり続けるのではないのでしょうか。私は、制度の根本から見直す必要があると考えます。

そこで、改めて連合長に「最終とりまとめ」についての評価と見解を伺います。同様に、今、国による「税と社会保障の一体改革」の中で、後期高齢者医療制度は論議されているわけですが、この「税と社会保障の一体改革」についての広域連合長の見解をお伺いします。

また、現制度の廃止に向けた進捗状況についてですが、この質問は、今年の議会でも質問をさせていただきました。その際、阿部広域連合長のご回答が、新制度への移行の見通しについてですが、現時点では、国からは明確に示されておりません。引き続き、国の動向を注視するということでしたが、その回答以降、半年あまり経ち、それらを踏まえて、今まで国の動向を注視してこられた進捗状況を改めて、お伺いします。

そして、仮に新制度へと移行する法案が提出され、通ったとした場合、新制度移行までに、どのくらいの準備期間がかかると考えますか。連合長にお尋ねします。

続いて、保険証の更新についてです。今年は一斉に保険証の更新が行われます。前回に一斉に保険証を交付した際には、4年の期限で交付されています。今回は、2年の期限だと聞いております。そこで、この保険証の一斉更新は、広域連合の予算計上の中でも、大変多くの支出が必要となっております。その作業を頻繁に行わなければならないような期限の短縮については、効率性を考えても得策ではない、無駄遣いではないかと考えます。

改めて4年にするべきではないのでしょうか。期限が伸びれば、収入が変わり保険証の変更をしないといけない人があることを鑑みても、メリットの方が多いのではないのでしょうか。連合長にお尋ねいたします。

また、短期証の発行について、考えを伺います。これまで、通常の保険証から短期証へと切り替えられている世帯は、当広域連合の中では無いと聞いています。そこで、新年度以降の短期証の発行についての考え方を伺います。

最後に、現制度を一刻も早く廃止することと、現在、出されている新たな制度については、改めて練り直し、抜本的な医療制度の改革を国民的な論議と合意の上で行うことを求めて、私からの一般質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（佐藤 祐文君）

ただ今の質問に対し、広域連合長より答弁をお願いいたします。

阿部広域連合長。

（ 広域連合長 登壇 ）

広域連合長(阿部 孝夫君)

ただ今の、古谷議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「最終とりまとめ」の評価と見解についてのお尋ねでございますが、今後急速に増加する高齢者の医療費を国民全体で支えていこうという、「最終とりまとめ」において示された方向性については、おおむね妥当であると考えております。

しかしながら、新たな制度の運営主体についての地方との協議が進んでいないことなど、課題も残されておりますので、まずは、関係者や地方の理解を得ることが重要と考えております。

次に、税と社会保障の一体改革についてでございますが、わが国の社会保障制度を支える社会経済情勢が大きく変化している中、社会保障制度全般のあり方と、それを支えるための財源確保について、国民的に議論し合意を得ることは、わが国における喫緊の課題と認識しております。

次に、制度廃止に向けた進捗状況についてでございますが、国がまとめた「社会保障と税の一体改革素案」で、高齢者医療制度の見直しについては、「具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に、後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。」と示されております。本広域連合としましては、引き続き、国の動向を注視してまいります。

次に、新制度移行までの準備期間についてでございますが、国としては、政省令の制定や、被保険者への周知、コンピュータシステムの改修などを踏まえ、法案成立後、施行までに2年の準備期間を想定しております。

次に、被保険者証の有効期限についてでございますが、一部負担金の割合の判定は毎年行われるため、被保険者証を利用される被保険者にとっては、有効期限1年間とすることが分かりやすいと考えられ、また、国からも被保険者証の有効期限は1年間が望ましいとの見解が示されております。

一方で、被保険者証更新の費用として郵送費に約3億円を必要とし、財政への影響も大きいことから、総合的に判断して、有効期限を2年間とすることを予定しております。

最後に、短期証の発行についてでございますが、短期証は、保険料を滞納されている被保険者の方との納付相談の機会を確保し、生活実態を把握することを目的に発行するもので、市町村における収納対策の一つの手段と認識しております。

本広域連合では、これまで短期証の発行実績はありませんが、平成24年7月末に有効期限を迎える現行の被保険者証の更新の際に、必要に応じて発行することを予定しております。

なお、短期証は、有効期限が6か月間と一般の被保険者証より短いことに違いがあるだけで、医療機関を受診した際の一部負担金の支払方法に違いはございません。以上でございます。

議長（佐藤 祐文君）

よろしいでしょうか。

以上で、一般質問は終了いたしました。

【専決処分の報告について（神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について）】

議長（佐藤 祐文君）

次に日程第7、報告第1号「専決処分の報告について 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

笹野事務局長。

（事務局長 登壇）

事務局長（笹野 康裕君）

報告第1号「専決処分の報告について 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。定例会資料の11ページをご覧ください。

本件につきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴い、条項を引用する、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定を整理する必要が生じたことにより、必然的に条例の改正を要し、独自の判断をする余地がなく、議会の権限に属する軽易な事項であることから、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、12ページの専決処分書のとおり広域連合長において、平成23年9月28日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。ご説明は以上でございます。

【専決処分の報告について（神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について）】

○議長（佐藤 祐文君）

次に日程第8、報告第2号「専決処分の報告について神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

笹野事務局長。

（事務局長 登壇）

○事務局長（笹野 康裕君）

報告第2号「専決処分の報告について 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。定例会資料の15ページをご覧ください。

本件につきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴い、条項を引用する、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定を整理する必要が生じたことにより、必然的に条例の改正を要し、独自の判断をする余地がなく、議会の権限に属する軽易な事項であることから、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、16ページの専決処分書のとおり広域連合長において、平成24年1月10日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するも

のでございます。ご説明は以上でございます。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成について】

議長（佐藤 祐文君）

次に、日程第9、議案第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成について」を議題といたします。広域連合長に説明を求めます。阿部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

広域連合長（阿部 孝夫君）

議案第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成について」、ご説明申し上げます。定例会資料の19ページをご覧ください。

本議案は、平成23年度までの現広域計画の計画期間の満了を受けて、地方自治法第291条の7の規定に基づき、広域連合と市町村が事務処理をする際の目標となる第2次広域計画を作成するものでございます。23ページをご覧ください。

まず、「1はじめに」でございます。後期高齢者医療制度の施行から現在に至る経緯や、運営についての概要及び第2次広域計画を策定した理由などについて記載しております。

24ページから26ページをご覧ください。次に「2現状と課題」でございます。（1）として、後期高齢者医療制度の被保険者数、医療費、保険料の推移などについての現状・神奈川県の特徴・課題などについて整理しております。27ページをご覧ください。（2）として、健康診査受診率の推移についての現状・神奈川県の特徴・課題について整理しております。

次に28ページをご覧ください。（3）として、広域連合の運営体制についての現状・課題について整理しております。（4）として、広域連合と市町村の連携についての現状・課題について整理しております。

次に29ページをご覧ください。（5）として、広報広聴活動についての現状・課題について整理しております。

30ページ及び31ページをご覧ください。次に、「3広域連合の基本方針と施策の方向性」でございます。被保険者に必要なサービスを確実に提供するため、現状と課題を踏まえ、基本方針と施策の方向性について、それぞれ定めたものでございます。

32ページをご覧ください。次に、「4広域連合及び市町村が行う業務に関すること」でございます。広域連合が、被保険者の資格管理や保険料の決定、保険給付などに関する事務を行い、市町村が、保険料の徴収や各種申請の受付などに関する事務を行うことについて定めたものです。

最後に、「5第2次広域計画の期間及び改定に関すること」でございます。第2次広域計画の期間を平成24年から平成27年までの4年間と定め、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものと定めたものでございます。

ご説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 祐文君）

議案第1号について、古谷靖彦議員から討論の通告がありましたので、発言を許します。

古谷靖彦議員。

(古谷靖彦議員 登壇)

7番議員（古谷 靖彦君）

私は、議案第1号神奈川県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成について反対し、討論を行います。

反対する理由の一つ目は、健全な財政運営としながら、来年度の一斉の保険証更新をきっかけに、短期被保険者証の活用を検討しながら、収納率の維持向上を図るとしています。つまり、後期高齢者医療でも収納率を上げるために、制裁措置として保険証を取り上げ、短期証の発行に踏み切ることだと理解していますが、収納対策だとしても保険証を取り上げてしまうことは、いくら接触の機会を持って収納相談をするといっても、年齢を重ねられたこの年代の方々の保険証を取り上げてしまうということは死活問題で、即、治療中断に繋がりがねない大問題だと考えます。

後期高齢者である75歳以上の方々は、多くの方が何らかの疾病があり、複数の診療科の受診が必要な方も多く、現役世代の4倍から5倍の医療が必要だと聞いています。こうした方々に、保険料を滞納したから短期証を発行するという事は、大変大きな問題だと考えます。75歳以上という年齢を考えれば、実態に応じた丁寧な対応が市町村には求められると考えます。制裁措置としての保険証の取り上げ、短期証の発行は行わないことを求めます。

反対する理由の二つ目は、健康診断実施に向けた抜本的な対策が打たれていないということです。現在2010年度で23%の健康診断受診率で、全国平均だと、同じくらいだという評価のようですが、予防医療の見地から見れば、受診率の向上を目指すことは異論の無いことだと思います。とすれば、受診率低下を招いている原因を分析して、その原因を取り除くことが当面の責務であると考えます。

実施主体である市町村が、もっと積極的に健診受診率を引き上げられるようにするためのインセンティブが働くような施策を講ずるべきであります。広域連合として、いかに健康診断受診率の向上に向けて市町村任せにせず、目標値を持って推進すべきだと考えます。

よって、本議案には反対する立場を表明して討論を終えます。ありがとうございました。

議長（佐藤 祐文君）

討論は以上ですので、これより、議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について】

議長（佐藤 祐文君）

次に、日程第10、議案第2号「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する

条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

広域連合長に説明を求めます。阿部広域連合長。

(広域連合長 登壇)

広域連合長(阿部 孝夫君)

議案第2号「神奈川県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明申し上げます。定例会資料の39ページをご覧ください。

高齢者の医療の確保に関する法律第104条に基づき、現行の保険料率を改定し、平成24年度及び平成25年度の保険料率を定めること及び同法律施行令第18条の改正に基づき、賦課限度額を引き上げることに伴い、条例の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

改正の概要につきまして、ご説明を申し上げますので、40ページをご覧ください。

始めに、本文4行目をご覧ください。第7条は、所得割率を定めておりますが、同条の「平成22年度及び平成23年度」を、「平成24年度及び平成25年度」に、「100分の7.42」を「100分の8.01」に改めることで、平成24年度及び平成25年度の所得割率を8.01パーセントとするものでございます。

次に、本文7行目をご覧ください。第8条は、均等割額を定めておりますが、同条の「平成22年度及び平成23年度」を、「平成24年度及び平成25年度」に、「39,260円」を「41,099円」に改めることで、平成24年度及び平成25年度の均等割額を41,099円とするものでございます。

次に、本文9行目をご覧ください。第9条は、賦課限度額を定めておりますが、同条の「50万円」を、「55万円」に改めることで、賦課額は、55万円を超えることができないとするものでございます。

次に、本文10行目以降の附則におきましては、改正条例の施行日と、平成23年度分までの保険料については、従前の例によることを定めております。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(佐藤 祐文君)

これより質疑に入ります。

議案第2号について、花上喜代志議員から通告がありましたので、発言を許します。

花上喜代志議員。

(花上喜代志議員 登壇)

4番議員(花上 喜代志君)

横浜の花上でございます。先ほど、阿部連合長から議案第2号について、ご提案がございました。これに関連いたしまして、通告に従って、順次、質問をいたしてまいります。内容は、保険料率の改定についてであります。

一昨年来、国においては、政府与党を中心に、社会保障と税の一体改革についての議論が積み重ねられてまいりました。今、国会での最重要課題であることも周知のとおりであります。

戦後、我が国が、国民とともに築きあげてまいりました年金制度、医療保険制度、そして介

護保険制度などの社会保障制度は、世界に誇りうる国民の共有財産として、支え合う社会の基盤となってまいりました。将来に渡る社会保障制度全体の持続可能性の確保を図ることは、大変重要な課題であります。

本年1月6日に閣議報告されました「社会保障・税の一体改革素案」に示されておりますが、国民皆保険制度が達成されて以来、半世紀が経過をいたしまして、少子高齢化という人口構造の大きな変化、そして家族形態、地域基盤の変化など、社会保障制度を支える社会経済情勢に大きな変化が生じております。

こうした、新たな課題への対応が求められている中で、今後、人口構造の変化が一層進む、そうした中で、年金、医療、介護など社会保障を持続可能にしていくためには、給付と負担両面で、人口構造の変化に対応した世代間、そして世代内の公平が確保された制度へと改革していくことが必要であります。また、社会保障制度は地方自治体の役割も大きいということから、国・地方双方が協力しながら推進していく必要があります。

社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行うこととした、平成16年の年金改革法からも、既に8年目を迎えております。この間にも、一層の少子高齢化が進展し、医療費を始めとして社会保障費は年々増加を続け、国や地方の厳しい財政状況の中、社会保障制度改革は、まさに喫緊の課題となっております。国会における、与野党の活発な議論により、早急に、将来に渡り継続的に運営できる新たな社会保障制度が明らかにされるよう、国民も、今、注目しているところであります。

こうした国における議論に最大の関心を寄せながら、制度の見直しが実現されるまでは、当面制度が継続する後期高齢者医療制度について、神奈川県における状況を確認させていただく観点から、保険料率について、以下順次質問をいたしてまいりたいと思います。

まずは、保険料額の算出方法についてであります。75歳になり、市町村の国民健康保険から後期高齢者医療に切り替わると、保険料額が高くなるのではないかと、よく街の声として聞かれるわけですが、実態はどうなのか、連合長にご説明願いたいと存じます。

次に、保険料額についてでありますけれども、本県の現在の一人当たりの保険料は、全国的には、東京都に次いで2番目に高い水準にあると、このように承知しております。同一所得の被保険者の保険料を比較すれば、本県の保険料は、全国的には、平均以下の水準であるとも聞いております。そこで、確認の意味も含めて、状況はどうなっているのか、そのあたりと理由を伺いたいと存じます。

次に、保険料率の改定についてであります。今回の保険料率改定に当たっては、神奈川県広域連合として、神奈川県の保険料が全国的な比較という視点でも適正な水準になるように配慮したのか、連合長に伺いたいと存じます。

また、その点に関して、現段階としては、どのような見通しになっているのか伺いたいと存じます。

そして最後に、私は、特に低所得者への配慮、これが必要と考えておりますけれども、今回の原案の保険料率より、更に保険料率を引き下げることにはできないのか、この点についての連合長のお考えを伺いたいと思います。

私は、高齢者の医療制度に関して申し上げれば、高齢者がいつでも安心して医療機関を受診できる医療保険制度が、現役世代との公平性を明確にした上で、将来的にかつ継続的に運営できる新たな制度設計が必要と考えております。

これから進められる社会保障・税の一体改革の議論の中では、高齢者の医療制度に関して、高い関心をもって見守ってまいりたいと考えております。

なお、連合長には、当面の間、後期高齢者医療制度として、着実な制度運営に当たられるよう要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤 祐文君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いいたします。阿部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

広域連合長（阿部 孝夫君）

ただ今の、花上議員のご質問にお答えいたします。

始めに、保険料の算出方法についてのお尋ねでございますが、後期高齢者医療制度の保険料所得割額の算出のもととなる所得額は、法律上、所得控除が基礎控除のみとされております。

一方、県内の一部自治体の住民税額をもとに算出する国民健康保険料にあつては、扶養控除や医療費控除などの所得控除が認められております。

このように、国民健康保険と後期高齢者医療制度の所得割額の算出方法が異なる自治体においては、国民健康保険料に比較して高くなる場合がございます。

次に、保険料額の状況とその理由についてでございます。神奈川県のように、一人当たりの平均所得が高い都道府県は、国からの調整交付金が減額され、その分が所得割額に上乘せされることから、結果として、一人当たり平均保険料額が高くなり、全国的には、東京都に次いで2番目となっております。一方、個々の保険料額を算出するための保険料率は、全国的には、上から均等割額で34番目、所得割率で30番目でございます。

このことから、同一所得、例えば、平均的な厚生年金収入額である201万円の被保険者を比較しますと保険料額は、上から33番目となり、平均以下の位置づけとなります。

この点については、一人当たりの医療費が他の広域連合と比較して、低いことが主な理由と考えております。

次に、保険料率の改定についてでございますが、新しい保険料率を算定するに当たっては、均等割額及び所得割率における全国の中での神奈川県的位置と、一人当たり医療費における位置とが同じ程度になるということにも配慮して、作業を進めてきたところでございます。

次に、現段階としての見通しについてでございますが、現時点で保険料率の案が確定していない道府県もございますが、これまでに得た情報の範囲では、おおむね現状と同様の位置になるものと考えております。

最後に、更に保険料率を下げることについてでございますが、今回は、保険料の急激な上昇を抑制するために、45億円の剰余金を全額活用するとともに、県に設置された財政安定化基金を、県と協議した結果、40億円まで活用することにいたしました。こうした国が定める基準に沿った抑制措置を行った上で、更に引き下げを行う場合には、県及び市町村に、その財源

をご負担いただく必要がございます。

しかしながら、厳しい財政状況下の県及び市町村に、法定の負担に加え、更に財政負担をお願いすることは困難と考えております。以上でございます。

議長（佐藤 祐文君）

よろしいでしょうか。

次に、仁田昌寿議員から通告がありましたので、発言を許します。

仁田昌寿議員。

（ 仁田昌寿議員 登壇 ）

5番議員（仁田 昌寿君）

横浜市会の仁田でございます。議案第2号の保険料率の改定に関連して、通告に従いまして、質問をいたします。

制度開始から4年目を迎えた現行の後期高齢者医療制度は、かつての老人保健制度が抱えていた問題点を改善し、財政運営の安定化と保険料負担の公平化が図られた制度であると認識しております。後期高齢者の医療を、社会全体で支えあうという社会連帯の精神に基づいて、税などの公費による負担、現役世代からの支援金、被保険者の保険料によって賄っていくことにより、現在の後期高齢者医療制度は、安定的な財政構造を確立することができました。

しかし、増え続ける医療費は年金や介護とともに、社会保障費を増大させ、国、県、市町村、各保険者などの財政を圧迫していることも事実であります。

我が党は、国民の安心安全にとって欠かせない持続可能な社会保障の確立は急務の課題であると考え、基本的には、セーフティネットの機能強化に重点を置いた改革への取組を進めております。社会保障制度が安定的に維持運営されることは不可欠であり、高齢者医療制度についても、今後、更に必要な見直しを進めてまいりたいと考えております。また、高齢化によって医療費が増大する中、高齢者が安心して受けられる医療制度を持続可能なものにするため、医療保険体系の見直しも必要であると考えているところであります。

さて、現行の後期高齢者医療制度は、現役世代からの支援があり、財政運営の安定化が図られていますが、年々医療費が増大し続けているため、2年おきの保険料率の改定のたびに、大幅な改定引き上げが避けられない状況でもあります。

しかし、高齢者の方の中には、低所得の方が多くいらっしゃいます。また、平成24年度は介護保険料の引き上げも予定され、更に政府においては、年金受給額引き下げの議論もされていると聞いております。こうした中、後期高齢者医療の保険料の大幅な負担増大は、高齢者の生活を直撃することになります。

社会保障制度は、一人ひとりが共に支えあっていくことで制度は維持されるものでありますが、厳しい財政・経済状況の中で、現役世代と高齢者で支えあっていくための保険料の見直しには、とりわけ低所得の方々への影響に十分配慮した対応が不可欠であると考えております。

そこで、まず、国の対応に関連して、今回の保険料率算定に当たり、国からは、どのような考え方が示されたのか。

また、賦課限度額の引き上げによる影響はどのようなものか連合長に伺います。

次に、神奈川県後期高齢者広域連合の対応についてですが、今回の保険料算定に当たり、広域連合としての基本的な考え方はどのようなものだったのか。また、今回の保険料算定に当たり、広域連合としてどのような対応をしたのかを伺います。

最後に、45億円の剰余金を見込んでいるようでありますが、剰余金の内訳について伺います。

また、前回の保険料率算定について、どのように考えているのか伺います。

国、県、各市町村とも厳しい財政状況が続いており、被保険者の負担にも限界があります。しかしながら、一方で、医療費は、毎年増加している現実があります。

高齢者が、安心して受けられる医療制度を今後も維持していくためには、医療費の効果的な活用が不可欠であります。広域連合として、ジェネリック薬品の利用拡大を図り、また、予防接種や健康診査などを推進することにより、病気の予防、早期発見や短期治療を実現し、医療費の縮減・効率化に努めるよう要望して、私の質問を終わります。

議長（佐藤 祐文君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いいたします。阿部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

広域連合長（阿部 孝夫君）

ただ今の、仁田議員のご質問にお答えいたします。

始めに、今回の料率算定に当たっての国の考え方についてのお尋ねでございますが、前回の改定では、国は制度の廃止を前提に保険料の増加を極力抑制するとの方針を示しておりました。

今回の改定については、前回の抑制の影響もあり、保険料が大幅に増加することが見込まれることから、保険料の増加を適切な水準とするため、剰余金や財政安定化基金の活用について検討するよう要請があったところでございます。

次に、賦課限度額の引き上げの影響についてでございますが、後期高齢者医療制度の保険給付は、お支払いいただく保険料の多寡にかかわらず、どなたでも、ほぼ同様の給付を受けられることから、また、所得の高い被保険者の負担が過大にならないよう、制度施行時から50万円の賦課限度額が設けられております。この賦課限度額を引き上げることにより、所得の高い被保険者の負担が増える一方で、全体として所得割率が低くなり、低・中所得者の負担が抑えられることとなります。

次に、今回の保険料率改定に当たっての基本的な考え方についてでございますが、高齢化の進展に伴う被保険者数や、医療の高度化などによる一人あたり医療費の増加などにより、医療給付費が伸びていることから、保険料でご負担いただく額も増えていくことは避けられない状況でございます。そのような中で、本広域連合としましては、保険料率の急激な上昇を抑制し、低・中所得者の負担軽減を図ることといたしました。

次に、具体的な対応についてでございますが、保険料率の上昇を抑制するための財源として、剰余金の45億円に加え、県の財政安定化基金から40億円の交付を受け、合計85億円を活用することといたしました。また、賦課限度額を50万円から55万円に引き上げ、所得割率の上昇抑制を図ったところでございます。

これらの取り組みにより、結果として、全ての所得階層において保険料の上昇率を10%以内に抑制できたところでございます。

次に、剰余金の内訳についてでございますが、被保険者の所得水準の低下などによる普通調整交付金の増加分約22億円、保険料の収納率が見込みを上回ったことなどによる、保険料納付金などの増加分約14億円、前回の保険料算定時には見込まれなかった国庫補助金などの収入約9億円でございます。

最後に、前回の保険料算定についてでございますが、平成22年度、23年度の2か年で見ますと、被保険者数、医療給付費ともに、ほぼ前回算定時に推計したとおりに推移しております。結果として、45億円の剰余金が生じる見込みではございますが、前回の保険料算定については、おおむね妥当なものであったと考えております。以上でございます。

議長（佐藤 祐文君）

よろしいでしょうか。次に、井口真美議員から通告がありましたので、発言を許します。

井口真美議員。

（井口真美議員 登壇）

8番議員（井口 真美君）

川崎市の井口でございます。私は、通告に従い、阿部広域連合長に、提案された議案第2号に関連して質問をいたします。

本議案は、2年ごとに行われる保険料率の改定に当たり、所得割を7.42%から8.01%へ、均等割額を年額39,260円から41,099円へと上げるものです。また、賦課限度額を50万円から55万へと引き上げ、その結果、一人当たりの平均保険料は85,724円から90,560円と4,836円もの値上げとなります。

とりわけ影響が大きいのは、低所得者であり、75歳以上の6割近くが所得がないにも関わらず、その人たちが年間4,100円もの負担となります。平均的な所得だとされている年金収入201万円の方は、改定により2,890円も上がり、年間52,100円もの負担になります。月17万円に満たない収入の中から、否応なく毎月4,340円という負担は、あまりにも過酷です。

一方で、今、国は、年金を削減するとしており、年金が減って、後期高齢者医療の保険料、更に介護保険料も上がるとなれば、とても暮らしてはいけないという高齢者が、今以上に生まれることは、火を見るより明らかです。本当に命を奪いかねない、大変なことをやろうとしているということを認識されているのか、県内の高齢者の実態について連合長に伺います。

この制度は、そもそも、全ての高齢者から死ぬまで保険料を取り、しかも2年毎に、医療費と75才以上の人口増加に伴って、保険料が際限なく上がる仕組みになっています。あらゆる方法を使って保険料を抑える努力を不断にしなければなりません。そこで、何点か伺います。

まず、財政安定化基金交付金についてです。2010、11年度の2年間で積み立てた安定化基金60億円のうち、40億円を保険料上昇抑制のために使うとしています。ところが東京都では、これまでの積み立て分だけでなく、これからの2012、13年度に積み立てる分も保険料上昇抑制のために使い、総額で約170億円を交付するとしています。福岡県も、現在、東京と同じように2012、13年度分も入れる案で保険料を算定しています。当然、国がそれを認めているわけです。神奈川県もこの積立分を入れれば、総額で96億円になり、これを全て当てはめれば、一人当たり平均保険料は約87,000円になるはずですが、年金収入20

1万円の方は約5万円、値上げ幅は数百円になります。この96億円を、東京都などのように、保険料上昇抑制のために使うべきと思いますが、見解を伺います。

医療費の見積もりをいくらにするのかということが、保険料の算定に大きく影響します。その基準である一人当たりの医療費がずっと伸びています。2008年度は、一人当たり73万円でしたが、2010年度は84万円で、毎年2%程度増える予測となっています。これは、高度医療がより利用されるようになっているからとのことですが、それはすなわち、病気がより重症化しているということと一体ではないでしょうか。より軽度のうちに、気軽に近所のお医者さんで治せるようにすることは、一人一人の高齢者の生活の質にとって、大変重要です。その第1歩として健診を抜本的に強めるべきです。2010年度は、藤沢市が56.7%、綾瀬市が53.9%、茅ヶ崎市が52.3%など、半数を超える被保険者が健診を受けている自治体がある一方、1割に満たないところが4自治体残されています。目標を引き上げるとともに、こうした低い自治体への指導を行うべきですが、伺います。また保健事業として、75歳以上の健康づくりなどの事業を行うべきですが、伺います。

このようにして、一人当たり医療費を抑える努力が結果として保険料上昇を抑制するのであり、医療給付費の推計も、こうした努力を反映させ、厳しく行うべきと考えますが、そうした視点で推計されているのか伺います。

更に、保険料を押し上げているのが、調整交付金減額影響分です。国が100%交付すれば保険料は平均約2万円引き下げることができるのであり、この交付を何としても求めなければなりません。これまで、この問題は繰り返し取り上げられてきましたが、より一層強い意志を持って国と協議すべきと思いますが、連合長の見解を伺います。

賦課限度額の改定も行われます。55万円を限度とした場合、1万9千人が対象となるのですが、限度超過額はいくらになるのか伺います。この額の大きさから言って、55万円を更に引き上げることにについて、国に申し入れるべきと思いますが、伺います。

後期高齢者医療制度は、民主党の公約では、既になくなっていくはずのものでした。かつて老人医療というのは、国の制度として本人負担をなくし、いつでも安心して病院にかかることができる福祉の見本のような制度でした。それが今や収入のない人からも保険料を取り、更に窓口で1割負担を強いる、姥捨て山のような制度になっています。先の議会で私は老人保健制度に戻すことを求めましたが、連合長は高齢者の医療費について、現役世代と高齢者の負担関係が不明確なので、要望する気はないと言われました。問題は、現役世代の負担がどうなっているかということではありません。国が高齢者の医療に責任を負い、国民の暮らしが成り立つような仕組みで保険制度をつくり、高齢者に医療を提供することです。この後期高齢者医療制度は一刻も早く廃止して、そういう制度として、構築するよう国に求めるべきと思いますが、伺います。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤 祐文君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いいたします。阿部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

広域連合長（阿部 孝夫君）

ただ今の、井口議員のご質問にお答えいたします。

始めに、県内の高齢者の実態についてのお尋ねでございますが、平成24年度には、公的年金支給額の引き下げが予定されており、また、介護保険料との、同時改定の年となっております。このような状況を踏まえ、本広域連合としましては、保険料率の急激な上昇を抑制し、低・中所得者の負担軽減を図ることといたしました。

次に、財政安定化基金96億円全てを、保険料の上昇抑制財源とすべきとのことについてでございますが、この基金は、法律改正により、保険料率の増加を抑制するためにも活用できるようになったものですが、保険料不足などの財政リスクに備える本来の目的がありますので、神奈川県と協議した結果、40億円まで活用できることになったものでございます。

次に、保健事業についてでございますが、保健事業は、医療費の適正化にもつながる重要な取り組みであると考えております。

そこで、健康診査については、平成22年度、23年度の保険料算定では20%としていた受診率を、今回は、平成24年度に25%、平成25年度に26%と引き上げ、さらなる充実を目指しているところでございます。

今後も、各市町村と連携を図りながら、保健事業の推進に努めてまいります。

次に、医療給付費の推計についてでございますが、医療給付費は、平成21年度、22年度及び23年度10月診療分までの実績をもとに、国が示した全国の状態などを勘案して推計いたしております。

次に、調整交付金の100%交付を求めることについてでございますが、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、同様の趣旨での要望を毎年行っております。今後も、この協議会を通じて要望を続けてまいります。

次に、賦課限度額を引き上げた場合の限度超過額についてでございますが、今回の算定では、約169億円となっております。

次に、更なる引き上げを国に申し入れることについてでございますが、賦課限度額の引き上げについては、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国に要望してまいりました。今回、国は、他の医療保険とのバランスなども考慮して政令改正を行ったものですが、今後も、制度間の均衡にも配慮しながら必要に応じて国に要望してまいります。

最後に、後期高齢者医療制度の廃止と新たな制度についてでございますが、本広域連合といたしましては、国の制度見直しの進捗状況を注視しつつ、今後も、全国後期高齢者医療広域連合協議会など、様々な機会を捉え、必要な要望をしてまいりたいと存じます。以上でございます。

議長（佐藤 祐文君）

よろしいでしょうか。次に、議案第2号について、井口真美議員から討論の通告がありましたので、発言を許します。

井口真美議員。

（井口真美議員 登壇）

8番議員（井口 真美君）

私は、議案第2号「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について反対し、討論を行います。

今回の改正により、一人当たりの平均保険料は5.64%もの値上げとなります。とりわけ低所得者については、所得のない人までもが値上げです。100円でも200円でも上がるのは困ると悲鳴を上げている皆さんです。何としても、せめて保険料を上げないための努力が必

要であり、こんな大幅な値上げを認めるわけには、まいりません。

国の制度としてがんじがらめになっている中で、広域連合や県の裁量で保険料を下げる方法として、財政安定化基金の活用がありました。私が調べた範囲でも、東京都や福岡県は2012、13年度の積み立て分も保険料上昇抑制のために使われるのに、本県では、その分どころか、今年度末の積み立ても20億円残します。現在の被保険者の医療給付のために積み立てた安定化基金が残ったのですから、現在の被保険者のために全額使うべきです。しかも、この制度は、あと数年でなくなるのですから、更に36億円も積み立てることが本当に必要なのか、真摯な検討が必要です。この96億円を全額活用すれば、保険料は平均で約6千円減らすことができた訳です。

また、保険料額には、医療給付費や財政安定化基金拠出金のほかに、審査支払手数料、葬祭費支給、保健事業などが含まれ、それだけでも一人当たり平均で合計5,697円となり、平均保険料の6.3%を占めています。これらの項目は県民、市民の福祉の増進という役目からみて、そもそも行政がすべきことであり、各市町村に出してもらおうよう協議すべきと、私は、先の議会でも求めました。しかし、それは取り入れられませんでした。

国の調整交付金の交付のやり方についても酷いものです。神奈川県の場合、所得水準が高い保険者であるとして、本来8%交付されるべきものが、4.7%しか交付されていない。全額交付されれば、一人当たり約2万円の保険料削減効果があることになります。所得階層別には、圧倒的多くが低所得者層であり、所得水準が高い保険者などと平均的に扱われることは、とんでもないことです。国に対して、不当な交付のやり方に働きかけを強めるべきですが、これすらも従前と変わらないご答弁でございました。

こうした県内高齢者の生活を本当に破壊してしまうような値上げを認めることはできません。よって、本議案には反対です。

なお、この制度が次の保険料改定を待たずに廃止されることを強く望むものですが、万一、このような議案が出されてきたときは、2年前のように、一定の時間を取って、十分な審議を行うことを求めておきます。以上で討論を終わります。

議長（佐藤 祐文君）

討論は以上ですので、これより、議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議案第3号「平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」】

議長（佐藤 祐文君）

次に、日程第11、議案第3号「平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

笹野事務局長。

(事務局長 登壇)

○事務局長(笹野 康裕君)

議案第3号「平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。定例会資料の41ページをご覧ください。

本件につきましては、地方自治法第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、提案するものでございます。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,173万2千円を増額し、予算の総額を20億5,304万4千円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の内容で、44ページ及び45ページの第1表歳入歳出予算補正のとおり定めるものでございます。

次に、補正予算の主な内容につきまして、47ページ以降の一般会計補正予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

今回の補正は、平成22年度に交付を受けた特別調整交付金および後期高齢者医療制度事業費補助金の確定に伴い、国への返還金と特別会計への繰り出しを行うために財源となる繰越金と合わせて補正を行うものでございます。

次に、平成23年度に市町村が実施する長寿健康増進事業と、制度の広報啓発等に関する事業について、実施計画に要する額が予算額を上回るため、関連する財源である特別調整交付金と臨時特例基金の増額及び更正と合わせて補正を行うものでございます。

50ページをご覧ください。

始めに歳入でございますが、2款1項国庫補助金は、1,557万1千円の増額、3款1項基金繰入金は76万5千円の増額、4款1項繰越金は、1,539万6千円の増額。

次に、52ページ、歳出でございますが、2款1項総務管理費は、2,863万8千円の増額。主な内訳といたしまして、特別調整交付金、臨時特例基金を財源とする市町村の事業に対する補助金を1,673万6千円の増額、国庫返還金として、1,230万2千円の増額でございます。

次に、3款1項社会福祉費は、309万4千円の増額。これは、平成22年度に交付された国の特別調整交付金について、事業の確定に伴う精算額の一部を普通調整交付金に充てるため、特別会計繰出金として繰り出すものでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(佐藤 祐文君)

議案第3号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決いたします。

お諮りいたします。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議案第4号「平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」】

議長(佐藤 祐文君)

次に、日程第12、議案第4号「平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

笹野事務局長。

(事務局長 登壇)

○事務局長（笹野 康裕君）

議案第4号「平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

定例会資料の55ページをご覧ください。本件につきましては、地方自治法第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、提案するものでございます。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に、20億8,765万5千円増額し、予算総額を6,400億4,352万1千円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の内容で、58ページ及び59ページの第1表歳入歳出予算補正のとおり定めるものでございます。

次に、補正予算の主な内容につきまして、61ページ以降の後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

今回の補正は、東日本大震災等の被災者に実施している一部負担金及び保険料の減免について、国庫補助金を受け入れるための科目新設と、関連する項目について増額、更正を行うものでございます。

次に、特別高額医療費共同事業に関する拠出金が見込みを上回るため、対応する財源と併せて歳入歳出の増額をするものでございます。

更に、平成22年度の事業確定に伴い、前年度からの繰越金、他会計繰入金を増額するとともに、同額を療養給付費等支払準備基金に積み立てるものでございます。

始めに、64ページ歳入をご覧ください。1款1項市町村負担金は、629万円の減額、2款2項国庫補助金は、3,075万5千円の増額、5款1項特別高額医療費共同事業交付金は、1,486万1千円の増額、7款2項他会計繰入金は、309万4千円の増額、8款1項繰越金は、20億4,523万5千円の増額。

次に、66ページ歳出でございますが、1款1項保険給付費は、960万4千円の増額、3款1項特別高額医療費共同事業拠出金は、2,972万2千円の増額、5款1項基金積立金は、20億4,832万9千円の増額でございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 祐文君）

議案第4号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決をいたします。

お諮りいたします。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議案第5号「平成24年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」】

議長（佐藤 祐文君）

次に、日程第13、議案第5号「平成24年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、を議題といたします。広域連合長に説明を求めます。

阿部広域連合長。

(広域連合長 登壇)

広域連合長(阿部 孝夫君)

議案第5号「平成24年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、ご説明申し上げます。

定例会資料の69ページをご覧ください。本件につきましては、地方自治法第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、提案するものでございます。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を、23億6,971万1千円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の内容で、72ページ及び73ページの「第1表歳入歳出予算」のとおり定めるものでございます。

次に、予算の主な内容につきまして、75ページ以降の一般会計予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

76ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

始めに、歳入でございますが、1款分担金及び負担金は、19億6,683万3千円で、構成市町村からの事務費負担金でございます。平成23年度当初予算に比べ、1億1,532万6千円の増となっております。2款国庫支出金は、2億985万5千円で、特別調整交付金と、後期高齢者医療制度事業費補助金でございます。

3款繰入金は、799万円で、臨時特例基金からの繰入金でございます。

4款繰越金は、1億8,493万2千円でございます。

次に、77ページをご覧ください。歳出でございますが、1款議会費は、148万2千円、2款総務費は23億5,822万8千円でございます。

主な事業をご紹介しますと、資格管理事業費として、被保険者証の一斉更新に係る経費を計上しております。

現行の被保険者証は、平成24年7月末に有効期限を迎えますので、全被保険者約84万人に対し、有効期限を2年とする新しい被保険者証を発行いたします。

これに伴う被保険者証の作成等の委託費、郵送料、関係機関に配布するポスター等周知のための経費等でございます。

高齢者医療管理費として、長寿健康増進事業、臨時特例基金関係の市町村補助金などを予定しております。

その他として、医療費適正化のためのレセプト点検等の事業費、電算システムの運用管理費、構成市町村からの派遣職員給与に相当する広域連合事業費負担金を計上しております。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(佐藤 祐文君)

議案第5号について、井口真美議員から討論の通告がありましたので、発言を許します。

井口真美議員。

(井口真美議員 登壇)

8番議員（井口 真美君）

私は、議案第5号「平成24年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について反対し、討論を行います。

まず、2012年度予算が11年度予算を3億5千万円上回った最大の理由は、被保険者証の一斉更新の費用のためで、今回は被保険者証の有効期限を4年から2年にいたします。

この2年以内に後期高齢者医療制度がなくなるのであれば、合理性もあると考えますが、制度の先行きは全く不透明です。なぜ4年ではだめなのかと伺ったところ、所得が変動するたびに新しい保険証を発行する人が多いので、そのコストがあるとのことでした。しかし、80万人を超える被保険者のそんなに多くが保険証を新しくしているとは考えにくく、また2年後、これだけの経費がかかる可能性があります。現状では4年で十分であると考えます。保険証の更新があまりに頻繁であることは、一方で、短期証、資格証の発行をしやすくする懸念があり、その抑止という観点からも、4年であるべきと考えます。

次に、事務費負担金は全ての市町村から徴収しています。この徴収方法についてはあまりにも不公平な実態から、計算方法を一部修正しましたが、広域連合議会議員は、定数20名で、全ての市町村から選出はされていません。この観点から議会費をみると、こんなに立派なホテルを借りる予算は付いていますが、そもそも議会がその役割を果たすための人数をそろえているとは言えません。昨今、議員定数が国や自治体でよく議論になっていますが、議員が少ないということは、それだけ有権者の声が政治に届かないということです。まして広域連合は、直接有権者の選挙で選ばれている訳でないため、一層、県民の声を反映させる仕組みが必要です。その最低限の保証が、全市町村からの議員の選出であると考えます。経費の削減のことが問題になりますが、そもそも私ども全議員が、市町村議会から歳費を受けており、人数を増やすからと言ってそのまま経費が膨らむということでもありません。経費節減のためには、せめてホテルでの開催はやめるべきです。

以上の理由から、議案第5号には反対であることを申し上げ、討論を終わります。

議長（佐藤 祐文君）

討論は以上ですので、これより、議案第5号について採決いたします。

お諮りいたします。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は可決されました。

【議案第6号「平成24年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」】

議長（佐藤 祐文君）

次に、日程第14、議案第6号「平成24年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」、を議題といたします。

広域連合長に説明を求めます。阿部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

広域連合長（阿部 孝夫君）

議案第6号「平成24年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

定例会資料の93ページをご覧ください。本件につきましては、地方自治法第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、提案するものでございます。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を、6,854億7,784万6千円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の内容で、96ページ、97ページの「第1表歳入歳出予算」のとおり定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を、561億円と定めるものでございます。

次に、予算の主な内容につきまして、99ページ以降の後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

100ページの「歳入歳出予算事項別明細書」をご覧ください。先ほどご審議いただきました保険料率算定時の数値を基に編成しており、総額については、被保険者数が4万人程度増加する見込みであることなどから、平成23年度当初予算と比べて、475億2,198万円の増額となっております。

始めに、歳入でございますが、主なものといたしまして、1款市町村支出金は、1,365億2,866万5千円、これは、県内33市町村の保険料等負担金や、療養給付費負担金でございます。

2款国庫支出金は、1,915億259万8千円、これは、療養給付費等の負担金並びに、財政調整交付金と制度運営に係る事業費補助金でございます。補助金の内容は、健康診査事業にかかる補助金や、保険料軽減にかかる交付金などでございます。

3款県支出金は、566億2,663万4千円、これは、療養給付費等の負担金及び保険料抑制財源として充当する、財政安定化基金交付金20億円がここに含まれております。

4款支払基金交付金は、2,962億3,035万5千円、これは、社会保険診療報酬支払基金が、国民健康保険や被用者保険などの保険者から徴収する現役世代からの支援金でございます。

7款繰入金は、38億9,118万2千円、これは、保険料軽減にかかる財源として、国からの交付金を積み立てている臨時特例基金と保険財政の安定的な運営を図るため設置しております、療養給付費等支払準備基金から繰り入れるものなどでございます。

次に、101ページ歳出でございますが、主なものといたしまして、1款保険給付費は、6,770億1,657万2千円でございます。

なお、このうち療養給付費等が大半を占めており、その予算額は6,728億5,649万6千円でございます。この他、審査支払手数料、葬祭費がここに含まれております。

2款県財政安定化基金拠出金は、6億557万1千円、これは、広域連合の安定的な財政運営を確保するため、県に設置された基金への拠出金でございます。

4款保健事業費は、20億643万円、これは、市町村が行う健康診査事業に対して交付する補助金でございます。

5款基金積立金は、53億5,366万5千円、歳入の7款繰入金でもご説明しました臨時特例基金及び療養給付費等支払準備基金に積み立てるものでございます。療養給付費等支払準備基金への積立は、平成25年度の財源として積み立てるものでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 祐文君）

議案第6号について、井口真美議員から討論の通告がありましたので、発言を許します。

井口真美議員。

(井口真美議員 登壇)

8 番議員 (井口 真美君)

私は、議案第 6 号「平成 24 年度神奈川県後期高齢者医療連合後期高齢者医療特別会計予算」について反対し、討論を行います。

反対する理由の一つは保険料率の引き上げでございます。全ての被保険者の保険料が上がります。その問題点については、先ほど条例改正の際に言いましたので繰り返しません、引き下げる努力を行うべきであったことを再度申し上げておきます。

低所得の方々への救済策についてです。先の議会でも減免制度を周知し、広く救済することを求めてきましたが、対応されてきませんでした。しかし、可処分所得がどんどん減って、生活していくのに四苦八苦という高齢者がどれだけいるか、このことに心を寄せるべきです。減免制度を拡充し、広く周知することを強く求めておきます。

また、窓口一部負担金の減免制度についても、かねてより求めているように、低所得についても減免の対象とするよう拡充すべきです。

保健事業についてです。県内でも健診率が 5 割を超える自治体もあります。健診率の向上は言うまでもなく、病気の早期発見、早期治療で、医療費の削減に繋がります。少なくとも、これらの自治体がどのような取り組みをしているのか紹介し、県内に普及していただきたいと思えます。更に国に対して、補助金の交付を改善するよう要望すること、各地の国保や健保組合が行っている健康づくりなどの事業を、広域連合として行い、75 歳を過ぎても元気で暮らせるような取り組みを行うことを求めておきます。

最後に申し上げますが、後期高齢者医療制度は、全ての高齢者から死ぬまで保険料を取り続け、しかも 2 年ごとに改定が行われ、医療費と 75 歳以上の人口増加に伴って際限なく保険料が上がる仕組みになっている、本当に酷い制度です。そもそもこの制度自体を一刻も早くやめる事こそ必要です。

以上、述べてきたことから議案第 6 号については賛成できないことを表明し、討論を終わります。

議長 (佐藤 祐文君)

討論は以上ですので、これより、議案第 6 号について採決いたします。

本件について、賛成の皆様は起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は可決されました。

【陳情】

議長 (佐藤 祐文君)

次に、議長あて、平成 24 年 1 月 25 日付けで、1 件の陳情書が提出されました。

この際、本 1 件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なしの声あり」)

ご異議ないものと認めます。

よって、本1件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、議場配布資料①の11ページをご覧ください。

日程第15、陳情第1号、「次期保険料の引き下げと高齢者に医療受給を十分に保障する措置を求める陳情書」について議題といたします。

本1件につきましては、慎重な審査が必要なため、会議規則第129条の規定に基づき、議会運営委員会に付託いたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩といたします。

(午後3時55分休憩)

【委員長報告（陳情第1号）】

(午後3時58分再開)

議長（佐藤 祐文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、「陳情第1号について」、議会運営委員会へ付託いたしましたので、中村昌治議会運営委員長より報告を求めます。

中村議会運営委員長。

(委員長 登壇)

議会運営委員長（中村 昌治君）

ただいま議題となりました「陳情第1号について」、議会運営委員会における審査の結果を、ご報告申し上げます。

委員会にて審査の上、採決を行いましたところ、賛成少数で、不採択すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

議長（佐藤 祐文君）

ありがとうございました。

ただいま、議会運営委員長より、議会運営委員会における審査の結果について、報告がありましたが、本件については、古谷靖彦議員から討論の通告が出ておりますので、発言を許します。

古谷靖彦議員。

(古谷靖彦議員 登壇)

7番議員（古谷 靖彦君）

横浜市の古谷靖彦です。私は、神奈川県社会保障推進協議会より出された、陳情第1号「次期保険料の引き下げと高齢者に医療受給を十分に保障する措置を求める陳情書」について、議会運営委員会の不採択に反対し、討論を行います。

保険料の問題では、今回も東京に次ぐ高額な保険料の引き上げとなっております。しかし、確かに東京は高い保険料となりましたが、先程、井口議員からもあったように、東京都では、これまでの積み立て分だけでなく、これからの2年間の財政安定化基金に積み立てる分も、保険料上昇の抑制のために使うような努力をしております。

それに比べれば、当広域連合では、今までに積み立てた60億円のうち、40億円だけを使っておしまいです。これでは努力が足りないと考えます。もっと、高齢者の生活の実態に思いを馳せるべきではないでしょうか。

今、各市町村でもそうだと思いますが、介護保険も保険料改定の検討がされており、これも

引き上げられるような状況が生まれております。

また、国では、税と社会保障の改革で消費税の増税も議論される状況にあります。高齢者の財布は一つしかないわけで、すべて値上げでは、高齢者の生活は成り立ちません。

よって、保険料の引き上げではなく、引き下げを行うべく、あらゆる努力を行うことを求めます。そして、そのための滞納者を生まない、誰もが払える保険料とするために、保険料の減免対策を拡充することを求めます。

また、本陳情の趣旨にもあるように、どんな高齢者も医療から排除されることがあってはなりません。ですから、正規の保険証を取り上げ、短期証や資格証の交付は行わないこと。そして、次年度に更新時期が訪れる保険証の一斉更新時期には、有効期限を現行どおり4年間とすることを求めます。

よって、陳情者の趣旨に沿って採択することを改めて呼び掛けます。以上です。

議長（佐藤 祐文君）

討論の通告は以上ですので、これより本件について採決いたします。

本件については、議会運営委員会では、不採択であります。委員会報告のとおり決定することに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は不採択することに決定いたしました。

【閉会中継続審査】

議長（佐藤 祐文君）

次に、「閉会中継続審査」について、を議題といたします。

議場配布資料②の5ページをご覧ください。ただいま議会運営委員会中村委員長から議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありましたので、お諮りいたします。

本件につきましては、議会運営委員会の委員長申し出のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

議長（佐藤 祐文君）

この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長にご一任いただきたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された議案の案件の審議は全て終了いたしました。

【閉会あいさつ】

議長（佐藤 祐文君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので許可いたします。
阿部広域連合長。

（ 広域連合長 登壇 ）

広域連合長(阿部 孝夫君)

本日、定例会におきましてご提案を申し上げました議案等につきまして、ご審議を賜り、い
ずれもご賛同をいただきましたことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今後とも、本制度の運営について、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、
誠に簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。 ありがとうございます。

議長（佐藤 祐文君）

これをもちまして、平成24年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会と
いたします。

ご苦勞様でございました。

（午後4時29分閉会）

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議 長 佐 藤 祐 文

議 員 古 谷 靖 彦

同 井 口 真 美